

単体・連結情報

●報酬等に関する開示事項

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。なお、社外監査役を除いております。また、社外取締役は選任しておりません。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(7) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、具体的にはちくぎんリース株式会社が該当します。

(4) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、報酬等には、使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものを含んでおります。

(7) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行及び主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

① 対象役員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (平成24年4月～平成25年3月)
取締役会	1回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

① 「対象役員」の報酬等に関する方針

取締役及び監査役の報酬につきましても、株主総会の承認により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬月額の高限度額（取締役12百万円、監査役4百万円）を決定しております。また、取締役に対する新株予約権(株式報酬型ストックオプション)に関する報酬等の額は、上記とは別枠にて年額70百万円以内であります。

各取締役の報酬額は取締役会にて決定しており、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役員の報酬等の総額（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

区分	員数 (名)	報酬等の 総額 (百万円)	固定報酬の総額				変動報酬の総額			退職 慰労金
				基本報酬	株式報酬 型ストック オプション	その他		基本報酬	賞与	
対象役員 (除く社外役員)	11	209	209	145	40	23	—	—	—	—

(注) 1. 固定報酬のその他は、使用人兼務役員の使用人給与であります。
2. 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。
なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役員の退任時まで繰延べることとしております。

	行使期間
株式会社筑邦銀行 第1回新株予約権	平成23年7月29日から 平成53年7月28日まで
株式会社筑邦銀行 第2回新株予約権	平成24年7月25日から 平成54年7月24日まで

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はありません。